

過疎地域持続的発展計画(草案)

(令和8年度～令和12年度)

令和7年9月

福岡県 福智町

目 次

1 基本的な事項

- (1) 福智町の概況: 3P
- (2) 人口及び産業の推移と動向: 4P
- (3) 行財政の状況: 6P
- (4) 地域の持続的発展の基本方針: 8P
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標: 9P
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項: 9P
- (7) 計画期間: 9P
- (8) 公共施設等総合管理計画との整合: 9P

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成: 10P

3 産業の振興: 12P

4 地域における情報化: 16P

5 交通施設の整備、交通手段の確保: 17P

6 生活環境の整備: 20P

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進: 24P

8 医療の確保: 28P

9 教育の振興: 29P

10 集落の整備: 31P

11 地域文化の振興等: 32P

12 再生可能エネルギーの利用の推進: 33P

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項: 34P

【事業計画(令和8年度～令和12年度)】

過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)一覧表: P35

1 基本的な事項

(1) 福智町の概況

① 福智町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

平成18年3月6日、旧金田町・旧赤池町・旧方城町の3町が合併し、「福智町」が誕生しました。

本町は福岡県の中央部に位置し、総面積は42.06km²で、直方市・北九州市・香春町・田川市・糸田町・飯塚市と隣接し、福岡市・北九州市の両政令指定都市の中心からそれぞれ約45km、約35kmの距離にあります。年間平均気温は約17℃、年間降水量は約1,900mmで温暖な気候となっています。

町の中央部で彦山川と中元寺川が合流し、北部へ貫流。北九州国定公園に指定された福智山が北東に位置し、西には日王山等が広がる、自然に囲まれた小盆地となっています。福智山麓には樹齢600年の「虎尾桜」(町指定文化財)や樹齢500年以上といわれる天然記念物「迎接の藤」(県指定文化財)があり、開花シーズンになると大勢の花見客で賑わいます。落差25mを誇る「白糸の滝」が小溪谷をなす上野峡の近くには、400年以上の伝統を誇る国指定伝統的工芸品「上野焼」の窯元が点在する陶芸の里となっています。

近代では「三菱」や「明治」といった炭鉱の大鉱山が稼働し、国策である石炭を採掘。筑豊炭田の一角を担い、我が国の近代化を支えてきましたが、エネルギー革命による炭鉱閉山後は、新たな基幹産業となり得る企業の誘致や新産業の創業を果たせないまま今日に至っています。

② 福智町における過疎の状況

本町の総人口は、炭鉱最盛期の昭和30年(1955)に最も多い42,257人を記録しましたが、石炭から石油へのエネルギー革命によって基幹産業であった炭鉱が相次ぎ閉山し、労働人口が流出。10年後の昭和40年(1965)には28,892人まで激減しました。

その後、昭和45年(1970)から平成2年(1990)までは微増に転じましたが、平成7年(1995)以降は、再度減少に転じ、令和2年(2020)の国勢調査の結果の人口は炭鉱最盛期の半数程度にまで落ち込んだ21,398人となっています。

過疎の状況から脱却するには、産業や雇用の創出が必要ですが、大規模企業を誘致できる広大な土地の基盤整備が困難であるとともに、地方交付税の減額や公債費の増加など、極めて厳しい状況に直面しており、大胆な定住促進施策を整備できていない状況にあります。さらに、定住の主要な条件の一つである教育の充実においても、依然として全国平均以下の標準化得点のまま推移しており、今後さらなる創業・定住のサポートや子育て・教育環境の充実等を図る施策の継続・強化が必要となっています。

令和2年までの人口減少率をみると、ピークとなった昭和30年からの45年間の人口減少率は49.3%、合併後における国勢調査(平成22年)の人口24,714人からの10年間の人口減少率は13.4%となっています。今後も人口は減少し続け、令和32年(2050)には12,586人になると予測されています。より快適な暮らしを求める人や進学・就職を契機とした若者の転出増加等が要因として挙げられ、これに伴って出生数の低下や高齢化が急速に進行し、地域のコミュニティや暮らしの維持が困難な状況に直面するであろうと懸念されます。

③産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

本町の就業者数は平成7年(1995)の10,232人をピークに減少を続け、平成22年(2010)には9,000人を割り込み、令和2年(2020)においては8,238人となっています。産業別では第1次産業と第2次産業の比率が減少し、第3次産業の比率が平成17年(2005)のピーク後に横ばい。昭和55年(1980)に50%だった第3次産業の比率は令和2年には67.9%と7割に近い比率となっており、同じく第2次産業の比率は44%から29.2%と3割以下にまで減少しています。

本町に在住する就業者のうち4割は町内、6割は他市町村で従業しています。町内よりも町外で就業している人が1,400人ほど多い状況です。町外へ働きに出る町内在住者の従業地は、田川市、直方市、飯塚市、田川郡、北九州市の順で続き、この上位5自治体で全体の78.9%を占めています。それに次いで宮若市と福岡市が多い状況となっています。

また、昼夜間人口比率は87.9%で、「働くまち」というより「住むまち」といった状況となっており、本町がベッドタウンとして機能していることがうかがえます。

なお、広域連携の取り組みとして、中心市である田川市と田川郡7町村が相互に役割を分担し、田川圏域における定住に向けた機能の充実や地域の魅力向上を図るための「田川広域定住自立圏」を形成。そのほか、福岡県による県内15圏域に設置された「地方創生市町村圏域会議」を活用し、県と各市町村が幅広い政策分野における「課題の把握とその解決」及び「施策の方向性の認識共有」に関連した意見交換をするなど、広域行政による効果的な施策の展開が図られています。

(2)人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、令和2年(2020)の国勢調査において21,398人、世帯数は8,519世帯となっています。前回の平成27年(2015)の国勢調査と比較すると、人口は22,871人から1,473人減少し、世帯数は8,727世帯から208世帯減少。1世帯当たりの世帯人員は2.62人から2.51人まで減少しています。

年齢区分別に人口推移をみると、年少人口・生産年齢人口ともに、昭和60年(1985)から減少を続け、平成7年(1995)に老年人口が年少人口を逆転したことを境に、年々その差が拡大。平成22年(2010)には老年人口数が年少人口数の2倍以上、令和2年(2020)には約3倍となっています。

将来推計では、年少人口が令和12年(2030)に2,000人を下回る見通しです。増加傾向にあった老年人口も、令和2年をピークに急速な縮小傾向をたどっている生産年齢人口に迫る勢いで減少を続け、令和22年(2040)には老年人口が生産年齢人口を上回る推計が示されており、加速度的に進む本町の人口減少は下げ止まりが見えない状況となっています。

また、令和2年(2020)の産業別就業者比率の詳細な構造は、医療福祉分野の就業者が最も多く24.2%、次いで製造業の16.6%、卸売業・小売業の13.8%、建設業の12.4%となっています。とりわけ福祉・介護関連事業の従事者が最多となっており、将来的に高齢者数が減少していくことにより、福祉・介護サービスの供給過多が懸念されます。

なお、過疎化が顕在化して以降の本町における人口動態の特徴としては、進学・就業期となる15～29歳の転出が他の年齢層と比べ顕著に多いことに加え、60歳代以上で転入超過となっている点です。その転入先は北九州市からが最多であり、退職等に伴い本町に居住地を移すケースが多いものと考えられます。

表1－1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 26,104	人 27,041	% 3.6	人 25,543	% △5.5	人 22,871	% △10.5	人 21,398	% △6.4
0 歳～14 歳	5,737	5,531	△3.6	3,566	△35.5	3,010	△15.6	2,691	△10.6
15 歳～64 歳	16,830	16,916	0.5	15,535	△8.2	12,382	△20.3	10,640	△14.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	5,107	4,451	△12.8	4,191	△5.8	2,842	△32.2	2,419	△14.9
65 歳以上 (b)	3,537	4,595	29.9	6,442	40.2	7,479	16.1	8,067	7.9
(a)/総数 若年者比率	% 19.6	% 16.5	－	% 16.4	－	% 12.4	－	% 11.3	－
(b)/総数 高齢者比率	% 13.5	% 17.0	－	% 25.2	－	% 32.7	－	% 37.7	－

表1－1(2) 人口の見通し

区分	年齢区分	令和 12(2030)年		令和 22(2040)年		令和 32(2050)年	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総数	0～14 歳	1,770 人	9.71%	1,372 人	8.91%	1,185 人	9.42%
	15～64 歳	8,812 人	48.34%	6,988 人	45.39%	5,194 人	41.27%
	65 歳以上	7,649 人	41.96%	7,036 人	45.70%	6,207 人	49.32%
	合計	18,231 人		15,396 人		12,586 人	

(3) 行財政の状況

歴史的・文化的風土の面で共通点が多く、日常生活の圏域として深いつながりをもっていた、「金田町・赤池町・方城町」の3町が、総合的にまちづくりの推進や行政サービスの充実、効率的な行財政運営を図るため、平成18年3月6日に合併し、「福智町」として誕生しました。

旧3町は、合併前のバブル崩壊後において、施設整備を中心としたハード重視の政策を進めてきましたが、深刻な財政悪化が続き、いずれの町も「財政再建準用団体」に転落。さらに、人口減少・少子高齢化という社会的背景も影響し、厳しい財政状況の中で、規模に見合わない多くの公共施設等を抱えたまま合併に至りました。

合併後も人口流出に歯止めがかからず、税収の減少をはじめ、社会保障・医療・福祉等の行政サービスの需要増加や公共事業の増大等により、財政構造の硬直化や一般財源の不足を招き、経営状況を示す各財政指標はいずれも厳しい状態が続いています。行財政の効率化や財源の確保が求められる中、地方創生や地方分権の進展に伴い、地域の主体性と自立が重要な課題となっています。一方で、国庫補助金や地方交付税の削減に加え、昨今の物価高騰による経済活動の縮小や住民所得の減少が税収の減少に直結し、本町の財政は一層厳しい状況に直面しています。このような現状を踏まえ、今後はさらなる財政の効率化と地域経済の活性化を図っていく必要があります。

また、本町は同規模の自治体に比べ公共施設数が過大で、人口約2万人でありながら20万都市並みの施設を抱えている点により予算規模が膨張。そのため、行財政改革は避けては通れない課題となっています。

令和2年度末時点の本町の財政状況は、起債残高が約207.8億円に達し、多額の税金や貸付金の滞納も発生するなど、極めて深刻な状況にあります。経常収支比率は94.8%で、標準とされる75%～85%を大きく超え、財政の硬直化が顕著であるうえ、財政力指数は0.27と低く、地方交付税への依存度も高い状況です。これらを踏まえ、標準財政規模に見合った歳出構造への見直しと、歳入に応じた持続可能な財政運営への転換が強く求められており、行政や議会、町民がそれぞれの役割を果たし、一体となって課題解決に取り組まなければならない重要な問題です。

自主財源の確保に向け、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進、観光振興や未利用地の活用による収入確保と税収増を図るとともに、歳出の無駄を省き、事業の「選択と集中」により限られた財源で最大効果を生むまちづくりを推進します。加えて、税や使用料、貸付金等の滞納が財政運営に多大な影響を及ぼしている現状を踏まえ、行政の責務として収納率の向上と滞納額の圧縮を図るため、「滞納はすべて解消する」との強い決意をもって、全庁的な滞納整理の強化に取り組み、滞納金の早期解消と公正な税負担の確保を図り、健全な財政運営の実現を目指します。

将来にわたり持続可能で魅力ある地域社会の実現を目指すにあたり、人口減少の抑止と行財政改革は不可欠な課題です。厳しい財政環境の中で安定した財政基盤を確保するため、費用対効果を最大化するための事業の見直しや、老朽化が進む過大な公共施設等の再編・長寿命化を推進し、将来の維持管理負担の軽減に努めます。加えて、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による行政の効率化と住民サービスの質向上を両立させるとともに、SDGsの理念を施策に反映し、環境・社会・経済の調和を図りながら、次世代に誇れる価値と公共の財産を着実に継承する取り組みを推進します。

表1－2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	16,603,636	17,161,834	23,832,998
一般財源	8,325,894	8,392,030	7,874,052
国庫支出金	2,352,956	1,877,612	5,023,546
都道府県支出金	1,154,205	1,025,188	1,249,620
地方債	1,976,770	1,550,709	1,815,329
うち過疎対策事業債	199,400	245,000	689,600
その他	2,793,811	4,316,295	7,870,451
歳出総額 B	15,261,170	16,029,468	22,632,324
義務的経費	7,066,332	6,602,856	7,056,940
投資的経費	3,671,355	2,050,187	3,093,902
うち普通建設事業	2,842,542	1,944,532	3,052,688
その他	4,523,483	7,376,425	12,481,482
過疎対策事業費	199,400	306,383	1,109,268
歳入歳出差引額 C(A—B)	1,342,466	1,132,366	1,200,674
翌年度へ繰越すべき財源 D	97,976	117,398	13,413
実質収支 C—D	1,244,490	1,014,968	1,187,261
財 政 力 指 数	0.27	0.26	0.27
公 債 費 負 担 比 率	23.4	17.1	16.7
実 質 公 債 費 比 率	14.5	5.3	4.6
経 常 収 支 比 率	93.1	92.5	94.8
将 来 負 担 比 率	—	—	—
地 方 債 現 在 高	22,305,613	21,060,839	20,784,457

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	65.44	77.16	84.47	87.97	98.40
舗 装 率 (%)	73.01	87.46	90.03	90.80	96.78
農 道					
延 長 (m)				46,655	46,655
耕地1ha 当たり農道延長(m)	64.10	45.19	44.32	57.74	60.36
林 道					
延 長 (m)				13,943	13,943
林野1ha 当たり林道延長(m)	17.37	21.00	14.61	17.19	8.42
水 道 普 及 率 (%)	97.37	96.88	99.53	99.70	98.00
水 洗 化 率 (%)	3.97	10.44	21.35	15.27	23.02
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	12.52	12.93	13.66	1.27	24.60

(4)地域の持続的発展の基本方針

人口減少や少子高齢化の進行、労働力不足、公共施設等の老朽化、地域間格差の拡大、地域経済規模の縮小、デジタル化への適応、住民ニーズの多様化・高度化等の多岐にわたる課題に直面している本町。持続的な発展を実現するためには、これらの課題解決に真摯に取り組むとともに、「人」と「地域」を中心とした視点で、地域に根ざした暮らしの価値を見つめ直し、人々が愛着や誇りをもって暮らし続けられる環境を築くことが求められています。

そのためには、地域の特性や資源を最大限に生かしながら、新たな発想や仕組みを柔軟に取り入れ、地域社会全体が変化に対応できる力を育むことが重要です。加えて、住民の暮らしを守り、生活基盤を充実させ、誰もが安心して暮らせるまちを目指すとともに、住民同士のつながりや支え合いを通じて、地域に息づく力を高めていく必要があります。

地域の持続的発展に向けては、地域住民の主体的な参画を促進し、限られた資源や財源を計画的かつ有効に活用した地域づくりが不可欠です。そのため、生活基盤としての医療、教育、福祉、交通等のインフラを充実させるとともに、デジタル技術を活用した利便性の向上、産業振興や雇用創出による地域経済の自立を図ります。さらに、地域の文化・資源を生かし、観光振興や移住・定住支援を強化することで、若者や子育て世帯の定住促進を図るなど、地域の特色を生かしたまちづくり等を通じて町の魅力を高め、住民一人ひとりが安心して暮らせる環境を提供し、すべての住民が「住みたい」「住み続けたい」と感じることでできる地域社会を目指し、次世代へとつなげていける取り組みを総合的に進めていきます。

(5)地域の持続的発展のための基本目標

- ア. 人口に関する目標: 令和6年度に策定した福智町人口ビジョンにおける将来目標人口
・令和12年(2030)人口19,300人の維持
- イ. 財政力に関する目標: 「ふるさと納税」寄附額: 令和8年度～令和12年度までの年度平均25億円以上

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価について、令和8年度以降、毎年度決算終了後に、外部有識者を主体とした「福智町過疎地域持続的発展計画評価委員会」による評価結果を町公式ホームページに掲載します。

(7)計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方について「施設の適正な保有量の確保」、「施設の適切な維持管理・更新の実施」、「施設の安心・安全の確保」、「施設の効率的・効果的な運営」という4つの基本方針を掲げ、その実現に向け、「施設の適切な維持管理・更新の実施」、「施設の安全・安心確保」、「施設利用の効率的・効果的な運営」といった3つの実施方針を定めています。

なお、「福智町過疎地域持続的発展計画」に記載された公共施設等の整備については、すべて上記の基本的な考え方に適合するものです。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少・少子高齢化が急速に進む中、社会増減においては転出が転入を絶えず上回る状況が続いていたものの、令和5年(2023)に平成18年(2006)以来の社会増を達成するなど、住宅取得に係る定住促進奨励事業や子育て世帯を主とした支援施策に関する取り組みの成果が徐々に現れてきています。一方で、自然増減をみると、出生数が死亡数を下回る状態が長年続いており、自然減は悪化しています。加えて、少子化の進行や増加する空き家問題も看過できない状況です。

地域間交流においては、定住自立圏の推進や兄弟都市(沖縄県中城村)との交流、観光振興やまちの魅力発信に取り組んでいるとともに、企業との連携や教育・生涯学習等の推進を通じた人材育成にも注力しています。

しかしながら、就業機会の不足による移住者や若年層の定着の難しさ、交流の機会が継続しにくく地域の魅力が十分に伝わっていない点、育成した人材の流出などの課題も依然として残っているため、今後はこれらへの対応が一層重要となります。

(2) その対策

移住・定住の促進においては、住環境の整備と仕事の確保が大きな柱となることから、賃貸住宅の整備や空き家のリノベーション等に関する支援体制を充実させ、住環境の整備促進を図るとともに、創業支援の充実や企業との連携強化を通じた雇用促進、企業誘致やインフラ整備等で地域に多様な就業機会を提供し、定住を支える基盤の構築を図ります。加えて、子育て支援や教育環境の充実をはじめ、DXの推進を図り、生活の質を向上させるための基盤整備と利便性の向上に取り組みます。

また、地域住民との交流を軸にした地域づくりをはじめ、地域資源を活用した体験やイベントを通じた交流人口の拡大、情報発信や地域ブランド化の強化を推進し、まちの魅力を広め、都市と地域間のつながりや相互理解の促進を図り、関係人口・定住人口につなげていきます。一方で、地域の持続的な発展を支える人材を育成・確保するため、女性や高齢者、外国人材を含む多様な人々が活躍できる環境を整備し、新たな価値の創造やイノベーションを促進する取り組みを推進します。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進助成事業	町	
		民間賃貸住宅建設促進事業	町	
		空き家再生等推進事業	町	
		空き家実態調査事業	町	
		空き家バンク事業	町	
		移住者空き家リフォーム支援事業	町	
		空き家販売・賃貸化支援事業	町	
		広報紙全戸配布事業	町	
		遊休地売却事業	町	
	人材育成	地域活性化起業人事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、町有地については「活用や処分が可能な土地のうち、行政目的での利用が見込めないものについては、売却や分譲、民間事業者への貸付を積極的に推進します」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業の振興

令和2年(2020)の農林業センサスにおいて本町における農業従事者は938人(兼業を含む。)となっています。人口減少とともに農業従事者の減少・高齢化が顕著となっており、農家の約5割は後継者が定まっていない状況です。

法人化による担い手の確保や経営管理の合理化をはじめ、農業生産法人・集落営農組織による生産・販売活動の共同化や認定農業者を中心とした農地の利用集積等を推進していますが、経営農地が分散傾向にあり、農作業の効率化や生産規模の拡大は停滞。今後の組織の弱体化が懸念されています。

イ. 商工業の振興

町内の商店は小規模店舗が中心で、かつての商店街としての集積形態は失われています。人口減少や高齢化、消費者ニーズの変化、車社会の進行といった環境の変化に加え、郊外型の大型ショッピングセンターやチェーン店の進出により購買力の域外流出が顕著になっています。これにより今まで地域生活を支えてきたスーパーマーケットや商店が減少し、高齢者をはじめとした日常生活基盤の弱体化が進行しています。

また、若年層の都市部流出や働き方の多様化によって地域の経済循環や雇用機会が減少していることに加え、人口減少と市場規模の縮小が企業の進出や新たな創業を困難にする一因となっています。

ウ. 伝統的工芸品産業の振興

福智山麓にある上野地区は、小倉藩主の御用窯として藩窯の歴史を持つ国指定伝統的工芸品「上野焼」の産地であり、400年以上の伝統を受け継ぐ窯元が点在する陶芸の里となっています。

しかしながら、町の地域ブランド化に大きく寄与してきた「上野焼」も、近年のライフスタイルの変化や後継者不足により、廃窯する窯元もみられ、売上高・入込客数ともに減少傾向にあり、将来的な産地存続という点において厳しい状況に直面しています。

エ. 観光の開発

本町には福智山や上野焼、良質な温泉、歴史ある文化資産等の豊かな地域資源があるものの、それぞれの資源単体では訴求力が弱く、分散している観光施設間の結びつきが薄いなど、まちが一体となって調和のとれた全体の魅力として相乗効果を創出するに至っておらず、観光誘客や滞在時間の延長、経済波及効果の拡大が進みにくい状況となっています。そのほか、誘客が短期的で継続性がない点や交通アクセスの不便さといった課題もあります。

今後は、地域資源の魅力をより効果的に発信し、町内に散在する観光資源を連携させて振興を図り、創意工夫による観光施策を展開する必要があります。

(2)その対策

ア. 農業の振興

農業技術の向上や生産効率の改善を図るため、農業機械の導入支援やスマート農業の推進、農地利用の集積に取り組むとともに、若手農業者の育成や新規就農者の確保、集落営農組織の法人化に対する支援等を総合的に展開し、農業の基盤強化と持続的発展を目指します。

また、高収益作物の試験栽培や販路開拓、地域ブランドの確立、6次産業化の推進等により農産物の付加価値向上を図り、地元産品の販路拡大と情報発信を通じて農業経営の安定と地域経済の活性化につなげていきます。

イ. 商工業の振興

福智町商工会との連携を図り、創業支援やIT導入による業務効率化を進め、事業承継や創業支援を強化し、次世代の経営者育成と新規事業創出を推進します。加えて、地域資源を活用した商品開発やブランド化、観光との連携を通じて新たな需要を生み出し、地域経済の多様化を推進します。

また、企業誘致や創業支援により雇用環境と収入の向上を目指すとともに、多様な働き方に対応した環境を整備することで地域の人材確保を進め、地域経済の活性化と持続的な発展を図ります。

ウ. 伝統的工芸品産業の振興

国指定伝統的工芸品「上野焼」は、本町の歴史と文化を体現する存在として、振興計画に基づき、国や県と連携しながらブランド力の向上と産地の活性化をさらに図るとともに、観光や教育、体験型プログラム等の多角的な事業の展開を進めています。

現代のライフスタイルや消費者ニーズに応じた商品開発・販路拡大にも注力し、上野焼の魅力を広く伝えることで誘客増加と売上向上を図るとともに、地域の伝統と産業を守り、次世代へつなげていきます。

エ. 観光の開発

本町の魅力を効果的かつ戦略的に発信するタウンプロモーションを展開し、地域資源や環境を最大限に活用した観光振興に向け、魅力ある観光コンテンツの開発とインバウンドを含めた受入環境の整備を推進します。観光施設や資源、地元の食、体験型プログラム等の多彩な資源を組み合わせた観光ルートを構築し、来訪者の満足度向上と滞在時間の延長を目指します。

また、総合体育館(アリーナ)の建設を契機としたスポーツツーリズムの推進や各種イベントの開催等により観光施設・コンテンツの充実を図るとともに、地域内外の連携による広域観光を推進し、「スポーツのまち・ふくち」の実現に向け、多角的な施策を講じて地域の活性化・消費喚起を促進します。

オ. 各種連携の推進

産業振興に関する各施策については、田川広域定住自立圏内の市町村と連携するとともに、産地間連携や企業連携に努め、効果的な推進を図ります。

(3)計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
2 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	農業基盤整備事業	町	
		農業水路整備等事業	町	
		農業ため池整備等事業	町	
	(4)地場産業の振興			
	加工施設	加工場等建設事業	町	
		農業施設等建設事業	町	
		農業関連施設等整備事業	町	
		農業施設等整備委託事業	町	
	(9)観光又はレクリエーション	体育施設等整備事業	町	
		温泉施設改修事業	町	
		上野峡周辺整備事業	町	
		観光関連施設等改修事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	多面的機能支払事業	町	
		環境保全型農業直接支払事業	町	
		農業振興地域事業	町	
		農業関連施設等解体事業	町	
		中山間地域等直接支払制度事業	町	
	商工業・6次産業化	商工会助成事業	町	
		創業支援事業	町	
		地場産品創出拡大奨励事業	町	
	観光	地域ブランド化推進事業	町	
		イベント事業	町	
		観光集客推進事業	町	
		観光プロモーション事業	町	
		体育施設等イベント事業	町	
	その他	ライスセンター解体事業	町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域	業種	計画期間	事業内容	備考
福智町全域	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	上記(2)(3)のとおり	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、加工所については「新たに野生鳥獣食肉加工場の建設を推進します」、ライスセンターについては「統廃合を含め、長寿命化を検討します。統廃合した建屋は農機具倉庫として地区への譲渡を検討しますが、施設の状況によっては解体も検討します」と定めています。

さらに、スポーツ施設については「類似施設の統廃合を推進するとともに、未使用施設の廃止を図ります」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ICT環境の進展とデジタル技術の活用が広がる中、本町においても行政分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に取り組んでおり、行政手続のオンライン化等を推進することで、住民サービスの利便性向上と行政業務の効率化を目指しています。しかしながら、行政内部においても庁内業務の見直しや職員のITスキル向上といった体制が十分に構築できていない状況です。

一方で、AIやIoT、RPA等の先端技術については、さまざまなシステムやツールを検証しているものの、人口規模や財政状況を考慮すると投資に見合った成果が得られないおそれもあり、導入・活用が進んでおらず、地域全体としてのデジタル対応も十分とは言えない状況です。デジタル分野における専門人材の不足、システム間の連携、デジタルデバインド(情報格差)に対応する支援体制の不足、さらには情報セキュリティ対策の強化といった克服すべき課題が山積しています。

今後はICT基盤の一層の整備とともに、行政内外における人材育成や、地域内外の関係機関との連携を強化しながら、地域として持続可能なデジタル社会の実現に向けた対応力を高めていくことが求められています。

(2) その対策

地域におけるICTインフラ整備を進め、住民や事業者が快適に利用できるデジタル環境を構築することで、デジタル格差を解消し、地域全体のデジタル対応力を強化する必要があります。そのため、デジタル技術の活用を加速し、業務の効率化と住民の利便性向上を図るとともに、将来的な業務プロセスや財政負担を見越した、行政サービスの質と効率を向上させるDXの推進を図ります。

また、住民や事業者へのデジタル活用支援を強化し、デジタルリテラシーの向上を図るとともに、ICTを活用した地域産業の振興や新しいビジネスモデルの創出をサポートします。加えて、ICTスキルを持つ人材の確保と育成に注力し、地域全体の情報化を支える基盤を強化することで、デジタル技術を活用した未来志向の地域づくりを推進します。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線再整備事業	町	
	その他	業務系・情報系機器等更新事業	町	
		デジタル活用社会推進事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	情報化推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 交通施設の整備

本町の主要な幹線道路は、東西に貫通する県道22号線バイパスと南北に通じる県道62号線であり、これらに町道が接続しています。町道における舗装率は高いものの、一部未舗装道路が残っているほか、橋梁の老朽化が進んでいるため、維持管理費の増加が見込まれています。財政調整を考慮しながら、安全性や利便性の高い道路整備が必要となっています。

農道は、鉱害地域では復旧工事と併せて整備を進めていますが、非鉱害地域では未整備の箇所が多く残されており、近年における農業機械の大型化に対応するための拡幅改良を含め、計画的な整備が求められています。さらに、森林の保全や管理に重要な役割を果たす林道では、集中豪雨の影響で被害を受け、その復旧や側溝整備等の維持管理に多大な費用負担が生じているところではありますが、災害復旧だけでなく、地域の環境保全や振興のためにも、計画的な林道整備が求められています。

イ. 交通手段の確保

日常生活における町内移動手段の確保と地域間交通ネットワークとの接続を図るため、本町では平成筑豊鉄道（伊田線6駅、糸田線1駅）、AIオンデマンドバス「ふく〜るバス」（町内移動に限る）が運行されており、町内居住人口カバー率は94%となっています。人口減少・少子高齢化が進行していること等を考慮し、地域の特性を踏まえた持続可能な地域公共交通の維持・確保が求められています。

令和4年度（2022）に導入したAIオンデマンドバスは、AI技術を活用して需要に応じた柔軟な運行が可能となる新しい交通手段として、従来の巡回型バスと比べて町内の移動が格段に便利になり、利用客が増加しています。今後も検証を実施しながら安定的な運行を維持するために必要な支援体制を構築していく必要があります。

一方、域外を含む地域間移動の重要な公共交通手段である平成筑豊鉄道は、人口減少により利用者が減少しているうえ、老朽化している施設設備の更新とあわせて沿線自治体の財政負担が増加しています。このままでは鉄道自体の存続が危ぶまれるため、利用促進や財政支援の対策が急務となっています。

また、町内では民間タクシーが運行されているものの、利用可能な台数が限られているうえ利用率も低く、結果として自家用車への依存度が高まることから、交通弱者に対する移動手段の確保や広域移動の利便性向上が重要な課題となっています。

(2)その対策

ア. 交通施設の整備

県道は未整備区間の早期整備を進めるため、交通安全環境の改善を含めた対策を県へ要請していくとともに、町道については補助事業を活用しながら緊急度を考慮した計画的な整備を実施し、道路の利便性と安全性を向上させ、生活や経済活動を支える基盤としての整備を推進します。

農道の整備は、農業経営の効率化と生産性向上に寄与するため、必要な箇所から計画的に進め、機械の大型化に対応できるよう道路幅の拡充や路面の補強等の改良を行い、作業効率の向上を図ります。

また、林道の安全確保と災害対策のため、地盤の軟弱化や路面の劣化を抑制する排水対策を講じるとともに、法面や路肩の崩壊防止策を強化し、安全な通行環境の維持に努め、災害に強い林道環境の構築を図ります。

イ. 交通手段の確保

福智町の地域公共交通のうち、町内移動は現状のAIオンデマンドバス「ふく〜るバス」を活用した利便性のある快適な運行の検証と実施を進め、周辺市町村への広域移動は、「ふく〜るバス」と平成筑豊鉄道との円滑な接続を図ります。

広域移動に欠かせない交通手段である平成筑豊鉄道については、鉄道の存続と運行維持に向けて、県や沿線自治体と緊密に連携し、必要な対策を講じていきます。加えて、鉄道利用者の増加を促進するため、利便性向上や地域連携の強化、観光資源の活用等の多角的な取り組みを推進します。

また、住民や地域内外の利用者のニーズを考慮し、将来にわたり持続可能な公共交通機関の維持・確保に向けた検討を多角的な視点から進めます。

(3)計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	道路整備等事業	町	
	橋りょう	橋梁整備等事業	町	
	その他	防犯灯LED化推進事業	町	
	(2)農道	農道整備等事業	町	
	(3)林道	林道整備等事業	町	
	(5)鉄道施設等			
	鉄道施設	鉄道施設改修等事業	町・平成筑豊鉄道	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	平成筑豊鉄道経営安定化補助事業	平成筑豊鉄道	
		バス路線対策事業	町	
		地域公共交通確保維持事業	町	
	その他	公共交通関係施設等撤去事業	町・平成筑豊鉄道	
	(10)その他	公共交通関係施設改修等事業	町・平成筑豊鉄道	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・

建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、道路については「道路防災点検の実施等により施設台帳を的確に整理し、老朽施設を把握するとともに、道路ストック総点検に基づく補修計画を踏まえ、計画的な施設補修や更新に努めます」、橋梁については「橋梁長寿命化計画に基づき、老朽化した橋梁の補修・延命措置・架替え等の措置を実施します」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上水道

人口減少や少子高齢化に伴う料金収入の減少や施設の老朽化、災害対応力の強化、技術力の低下等の水道事業を取り巻く課題を克服するため、田川市、川崎町、糸田町及び福智町の1市3町により構成される「田川広域水道企業団」を平成31年4月に設立し、広域的な水道事業の経営を推進しています。この統合により、経営基盤と技術基盤の強化が図られ、経年化施設の計画的な更新と人口減少社会に対応した水道施設のダウンサイジングが可能となっています。

しかしながら、各構成団体が保有する施設や管路の老朽化が進行していることに加え、管路の耐震化率は全国平均よりも低い値となっており、今後は老朽管の耐震化更新を積極的に推進していく必要があります。

イ. ごみ処理・し尿処理

令和3年4月に田川地区8市町村(田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町)の広域地域で構成する「田川地区広域環境衛生施設組合」が設立され、「田川地区クリーンセンター(し尿処理施設)」と「さくら環境センター(ごみ処理施設)」(ともに大任町)が運営されています。

し尿処理やごみ処理を広域的に行うことで、運営の効率化が進み、人員や設備を共有することでコスト削減が図られるほか、処理能力の向上や環境への負担軽減、さらには大規模施設を活用することで急激な処理量の増加にも柔軟に対応できるようになり、広域内の自治体が協力・連携を強化し、安定した運営を進めています。

一方で、し尿処理施設とごみ処理場が統合・建設されたことで、旧施設の廃止に伴う解体や跡地利用についての検討を進めていく必要があるほか、その実施における財政負担が今後の重要な課題として挙げられます。

ウ. 消防防災

本町の消防体制は、人口減少や高齢化、働き方の変化により地域防災を支える消防団員の確保が困難になりつつあるほか、消防関連の施設や車両、設備の整備を進めているものの、更新が遅れている地域も存在し、十分な対応力の維持が課題となっています。今後は、常備消防との連携強化や消防設備の充実を図り、地域消防力の維持・向上を目指す必要があります。

また、自然災害が多発し深刻化している近年の現状を踏まえ、防災体制の強化は喫緊の課題となっています。避難所施設の確保をはじめ、防災資機材の整備や迅速な運用体制、災害時に確実に機能する通信・指揮系統等を構築する必要があるとともに、住民一人ひとりの防災意識を高めることが重要です。さらには、高齢者や障がい者等の要配慮者への避難支援体制や、情報弱者への的確な情報伝達手段の確立も不可欠です。これらの取り組みを官民が一体となって進め、地域の実情に即した持続可能な防災体制を構築することが求められています。

エ. 住宅

令和6年度末時点における本町の町営住宅戸数は1938戸となっています。

町営住宅は、昭和年代に建設されたものが多く、老朽化と併せて耐震性が現行基準に適合しない住宅もあり、維持管理にかかる費用が課題となっています。さらには、浴室やトイレといった衛生設備は現代の生活水準やニーズに合致しないものが多く、入居者の生活の質を高めるための改修も自治体にとって大きな財政的負担となっています。

また、入居者においては高齢の独居世帯が増加し、孤立死のリスク対策や災害時の避難支援、日常の見守り体制の強化等が求められています。世帯構成やライフスタイルは多様化しており、入居者ニーズに対応するため、町営住宅の集約化・移転・建替えといった整備を進める一方で、住み慣れた環境が変わることへの不安から、入居者から整備に対する同意が得られにくいという課題があります。

このような問題を踏まえ、人口減少・少子高齢化社会に対応した住宅ストックの有効活用と長寿命化を適切に図る必要があります。

(2)その対策

ア. 上水道

安全で安心な水道水を安定的に供給し続けることができる水道を目指し、将来の給水人口の減少や水需要の縮小といった事業環境の変化に対応できるよう、老朽化する水道施設の維持管理や更新、水道事業を支える人材の確保と技術の継承等に取り組めます。

また、企業団内及び構成自治体との連帯を強め、住民生活や社会活動を支えるライフラインとして、安全で良質な水道水を供給する安定的かつ強靱な水道の確保に努め、持続可能で効率的な供給体制の構築を推進します。

イ. ごみ処理・し尿処理

し尿処理施設とごみ処理施設の広域的な運営により、処理能力の強化や施設の高度化、運営コストの削減と効率化を図るとともに、ごみの焼却によって生じる熱を利用した発電や、し尿に含まれる脱水汚泥を好気性発酵させて堆肥化する取り組みを通じ、地域内での再生可能エネルギーの活用や資源の有効循環を推進します。

一方で、旧施設の解体費用や人材の確保・育成、技術継承といった課題にも対応する必要があるため、今後は施設の計画的更新や財政調整、住民への啓発と分別徹底等を通じて、持続可能な衛生環境と循環型社会の実現を目指します。

ウ. 消防防災

老朽化が進む分団格納庫や消防車両等の計画的な更新を進め、消防団の担い手確保や育成を強化するとともに、常備消防との連携を深め、平常時・災害時も機能する消防力の維持・向上を目指します。

また、近年の大規模自然災害に備え、避難所の環境改善や防災資機材の充実、通信・指揮体制の強化など、ハードとソフト両面で防災体制の構築を推進します。加えて、住民の防災意識向上や自主防災組織の活性化にも取り組むほか、要配慮者の避難支援や情報弱者への情報提供体制の整備も進めます。

「福智町地域防災計画」や「福智町地域強靱化計画」等も踏まえ、官民が連携して対策を計画的・継続的に実施し、地域の特性に合った持続可能で柔軟な消防・防災体制を築き、安心して強い地域社会を目指します。

エ. 住宅

将来的な住宅需要の見通しや住宅の在り方を考慮しながら、「町営住宅長寿命化計画」等に基づいて町営住宅の効率的で計画的な管理・改善を実施し、住宅ストックの有効化と長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進します。

また、人口減少や多様化するニーズによって住宅を取り巻く環境は大きく変化しています。これに対応するため、適切な量の住宅を確保し、誰もが安心して暮らし続けられる住まいの提供を図ります。

(3)計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環境の整備	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	し尿・ごみ処理施設建設事業	一部事務組合	
	し尿処理施設	汚水処理施設改修事業	町	
		合併浄化槽整備事業	町	
	(5)消防施設	消防格納庫整備事業	町	
		消防団格納庫移築に伴う整備事業	町	
		消防団簡易無線(移動式)整備事業	町	
		消防団資機材購入事業	町	
		消防団員活動服購入事業	町	
		消防ポンプ自動車購入事業	町	
		防火水槽整備事業	町	
		防災対策総合庁舎整備事業	町	
		防災備蓄倉庫整備事業	町	
		災害情報伝達データ放送事業	町	
		田川地区消防組合車両整備事業	一部事務組合	
		田川地区消防本部施設整備事業	一部事務組合	
	(6)公営住宅	町営住宅建替事業	町	
		町営住宅改善事業	町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	し尿・ごみ処理施設負担金	一部事務組合	
		ごみ処理施設解体事業	町	
		花いっぱい運動推進事業	町	
	防災・防犯	防犯灯LED化推進事業	町	
		危険ブロック塀等撤去費補助事業	町	
		住宅耐震改修補助事業	町	
		宅地耐震化推進事業	町	
	その他	斎場組合負担金	一部事務組合	
		福岡県防災行政無線設備管理負担金	一部事務組合	
		田川地区防犯協会連合会負担金	一部事務組合	
		福岡県消防協会負担金	一部事務組合	
		田川地区消防組合負担金	一部事務組合	
		田川郡消防団支部負担金	一部事務組合	
		消防団員公務災害負担金	一部事務組合	
		消防団員退職報償金掛金負担金	一部事務組合	
		消防団格納庫解体事業	町	
		町営住宅解体事業	町	
	(8)その他	町有地整備事業	町	
		町内公園整備事業	町	
		Wi-Fi・Wi-Fi公園整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、廃棄物処理施設については「施設のランニングコストの削減を図るとともに、施設機能を維持するため老朽化施設や老朽化管路の更新・耐震化を推進します」、消防施設については「老朽化の進んだものから、逐次、施設機能の維持、保全、長寿命化を図ります」、公園については「補修が困難な場合は、改修・撤去等の検討を行います」と定めています。

さらに、公営住宅については「公営住宅長寿命化計画に基づき、施設の維持・改善・建替えを推進します。また、今後の人口動向・社会経済状況の変化に即して、住宅ストックの適切な管理・保有に努めます」と定めているほか、「長寿命化計画に基づいて推進していくとともに、用途廃止を進め、管理戸数の減少に努めます」と定めています。

そのほか、町有地については「活用や処分が可能な土地のうち、行政目的での利用が見込めないものについては、売却や分譲、民間事業者への貸付を積極的に推進します」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 子育て環境の確保

平成30年から令和4年の5年間ににおける本町の合計特殊出生率は1.68で、同期間の福岡県(1.4)や全国(1.33)の平均を上回っているものの、政府の掲げる希望出生率1.8には満たない状況にあります。

婚姻状況をみると、20～29歳の既婚率が高いものの、離別率も高く、30歳代以降の夫婦率の低さが課題となっています。

若い世代が安心して子どもを生み育てることができるよう、保育料や給食費の無償化等の子育て世帯の負担軽減をはじめとするさまざまな子育て支援体制の拡充に努めています。しかしながら、少子化や核家族化、女性の社会参画拡大等の社会の変容は、子育て世帯のライフスタイルやニーズに多様性をもたらしており、これらに対応するためには、現状の支援をさらに充実させ、社会のニーズに即した支援環境を整備していく必要があります。

イ. 高齢者・障がい者福祉

令和2年における本町の高齢化率は37.7%であり、超高齢社会に突入しています。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が急速に増加し、介護・福祉・保健・医療の機能が連携した包括的な支援やサービスを提供していく必要があります。

高齢化が深刻化する本町では、介護施設の数も多く介護給付費の増大を招いているうえ、平均寿命が延び続ける中において高齢者が高齢者を支える「老老介護」のケースがさらに増えることが懸念されています。

高齢や障がい、生活困窮等に関するニーズが複雑化・多様化する中で、家族や地域社会の形も変化しているため、ニーズの把握と地域の実情に応じた支援サービスを充実させ、誰もが孤立することなく、地域全体で支え合える社会の実現を目指していく必要があります。

ウ. 健康の保持・増進

急速な高齢化が進行しており、これに伴い生活習慣や疾病構造の変化が相まって医療費は高騰の一途をたどっています。特に国民健康保険は高齢者の比率が高く、経済の低迷も重なり、財政的に極めて厳しい運営状況にあります。国民健康保険制度の安定した運営への取り組みをはじめ、社会保障制度全般に対する理解の促進と信頼の向上に努めていく必要があります。

本町の平均寿命と健康寿命は、男性・女性ともに国や県の平均よりも低いという現状は喫緊の課題となっており、生活習慣病をはじめとする疾病や介護への予防対策は不可欠です。健診や健康指導、健康増進や社会参加の推進を図り、心身ともに自立して生活できる「健康寿命」の延伸に取り組むとともに、医療費の適正化や住民生活の質の向上等につなげていく必要があります。

(2)その対策

ア. 子育て環境の確保

若い世代が結婚に希望をもって、子育てを続けていくためには、結婚・子育てに対する行政や地域のサポートが重要となります。ライフステージに合わせた経済的負担の軽減や切れ目のない相談・支援等の充実したサポート体制を構築し、社会情勢や地域の実情に応じた柔軟な支援を総合的に取り組みます。

人口減少の抑制や出生率の向上を図るためには、子育て世帯を含む若者世代の定住促進・転出抑制に結びつく施策展開が必要となります。結婚から出産、子育てや教育、さらには住まいや仕事など、子育てのサポートと併せて、暮らし全体を支える支援体制と住みやすい環境づくりを推進し、「若者から選ばれるまち」への昇華を図ります。

イ. 高齢者・障がい者福祉

住民ニーズが多様化し、住み慣れた地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される既存の地域包括ケアシステムを、高齢者に加えて障がい者、子ども、そして生活困窮者といった、あらゆる世代や属性の住民が利用できるかたちに深化させる必要があります。各専門分野の縦割りを解消し、相談窓口の一元化や多職種連携の強化を図り、複合的な課題を抱える住民への包括的・継続的な支援に取り組みます。

システムの深化を図るには、住民一人ひとりが自身の健康増進や介護予防を主体的に取り組めるよう、多様な予防プログラムや健康づくり活動を推進し、自助・互助による「支え合い」の仕組みを地域で育むことが重要であることから、地域全体で包括的に支え合う、真の意味での「地域共生社会」の実現を目指します。

ウ. 健康の保持・増進

健康を保持し増進するためには、ライフステージに応じたきめ細やかな取り組みが重要となることから、「健康増進計画」に基づき、健診受診率の向上や健康指導・啓発活動の推進による疾病予防対策をはじめ、介護を必要とせず生き生きと活動できるような介護予防プログラムの充実や認知症の予防、社会参加の促進を図ります。

健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指すには、住民一人ひとりが自らの健康に高い関心を持ち、疾病予防を心がけられる環境を整備する必要があります。スポーツを通じた健康増進活動や生涯にわたる学習機会の提供、地域交流の活性化といった自主的・主体的な活動を促すことで、心身ともに健康的な生活が送れる環境づくりを推進します。

(3)計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	保育所改修事業	町・社会福祉法人	
		保育所建替事業	町・社会福祉法人	
	(7)市町村保健センター及びこども家庭センター	保健センター・こども家庭センター施設改築事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども子育て支援事業	町	
		子どものための教育保育給付事業	町	
		地域子ども子育て支援事業費	町	
		保育対策総合支援事業	町	
		子育てのための施設等利用給付事業	町	
		保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金事業	町	
		放課後児童クラブ利用料減免事業	町	
		病児病後児保育事業	町	
	高齢者・障害者福祉	包括的支援事業	町	
		敬老会開催事業	町	
		敬老祝い金支給事業	町	
		老人クラブ活動助成事業	町	
		老人保護措置費支弁事業	町	
		生活困窮者就労事業準備支援事業	社会福祉協議会	
		低所得者保険料軽減負担金事業	町	
		福祉労働部関係権限移譲事務事業	町	
		介護保険広域連合負担金	町	
		介護予防・日常生活支援総合事業	町	
		高齢者生活福祉センター居宅部門運営事業	町	
		高齢者等任意事業	町	
		在宅高齢者相談支援事業	町	
		移送(外出支援)サービス事業	町	
		紙おむつ給付事業	町	
		緊急通報システム事業	町	
		軽度生活援助事業	町	
		住みよい住宅リフォーム助成事業	町	
		医療的ケア児日常生活支援事業	町	
		郡身体障害者福祉会助成事業	町	
		町障害者福祉会助成事業	町	
		郡身体障害者体育大会	町	
		障害児施設措置費負担金事業	町	
		障害者医療費支給事業	町	

		障害者自立支援給付事業	町	
		障がい者地域生活支援事業	町	
		障害者自動車運転免許取得費助成事業	町	
		障害者用自動車改造費助成事業	町	
		軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	町	
	健康づくり	国保保健指導事業	町	
		健康増進事業	町	
		高齢者の保健事業と介護予防等の一体化事業	町	
		母子保健事業	町	
	その他	結婚新生活支援事業	町	
		ふれあい交流事業	町	
		児童遊園の遊具撤去事業	町	
		社会福祉協議会助成事業	町	
		社会福祉施設等解体事業	町	
	(9) その他	児童遊園の遊具補修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、子育て支援系施設については「少子化や女性の社会進出支援など、社会環境の変化と住民ニーズに対応した施設整備に努めます」と定めています。

さらに、保健福祉施設については「方城保健センターは、今後は倉庫として転用し、活用を図ります」「コスモス保健センターについては、他用途への転用を図ります」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

住民の健康を守るうえで地域医療の提供体制を維持・発展させることは極めて重要です。本町では、安定した医療提供を継続していくため、町財政を圧迫していた「コスモス診療所」と「方城診療所」の2つの診療所を令和4年度に一本化。「方城診療所」に統合した診療体制で運営に取り組み、持続可能な地域医療を確保に努めています。しかしながら、依然として厳しい経営赤字が続いている状況です。

また、町単独では補完できない休日・夜間診療においては、田川市郡の圏域市町村が連携して推進する「田川広域定住自立圏」における取り組みの一環として、圏域の医療機関と協力し、「田川地区急患センター(田川市)」の運営や病院群輪番制・在宅当番医制を運営し、広域的な急患診療体制の提供を行っています。

(2) その対策

地域住民が安心して暮らせる医療環境を維持するためには、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築や、それに伴う医師の安定的な確保が不可欠です。その実現に向けては、地域の医療機関がそれぞれの役割を明確にし、密接に連携することで最適な医療がスムーズに提供される仕組みを強化していく必要があります。

医療人材の育成支援をはじめ、機器や施設等に係る医療環境の整備・拡充を進めるとともに、医療ニーズの高度化や多様化に対応していくための広域連携の強化や民営化を視野に含めた最適な診療体制の構築等に取り組み、地域に根差した医療体制のさらなる充実に努めます。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	医療関係機器購入事業	町	
		診療所大規模改修事業	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	国保健康診査事業	町	
		予防接種事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、医療施設については「定住人口の増加のためには、教育・福祉・医療分野の充実は必要で、地域医療の安定のためにも今後も診療所の運営は行う」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 学校教育

本町の小中学校・義務教育学校においては、「学力向上プラン」を基に授業の中で具体的・実践的な取り組みを展開しています。全国的に学力定着の難しさが指摘されていますが、本町においても学力格差の問題に直面しています。学校内外におけるICT環境や学習機会等が都市部に比べて不足していることに加え、質の高い学びの場や多様な背景をもつ人たちとの交流機会が物理的に少ないといった環境下にあることから、教育格差や地域間格差が顕在化しているのが現状です。

このような学習機会の不均等により、子どもたちが将来の選択肢を狭めてしまわないよう、さまざまな分野で活躍する人からの「生きた学び」の機会創出を図るためのキャリア教育や、国際文化や多様性の理解を深めるグローバル教育等を実践し、格差是正に向けた取り組みを推進しています。

また、子どもたちの心身の健全な成長や社会性の発達を確実に守るため、不登校やいじめといった社会的な問題、それらが引き起こす学習機会の喪失に対する対応も求められています。

イ. 生涯学習

ライフスタイルの多様化やICTの進展等により、住民の学習ニーズや地域課題が多様化している中において、住民の学習意欲に応えていけるよう、各種団体と連携を図りながら、文化や芸術、スポーツや健康増進といった、さまざまな学習や体験、交流等に取り組んでいます。

取り組みの課題として、生涯学習を支える指導者の確保や住民が学びの時間を確保するうえでの時間的制約等が挙げられ、講座内容の多様性や講座への参加を妨げる要因にもなっています。結果として、高齢者だけでなく、子どもや若者を含む多様な世代と一緒に学ぶ機会が少なく、世代間の交流が十分に促進されていないのが現状です。

また、公民館や隣保館、図書館や体育館等の施設は存在するものの、施設の老朽化や設備の不足、利用者層の偏りや固定化といった問題も抱えています。これらの複合的な課題を解決し、誰もが学び続けられる生涯学習環境を整備していく必要があります。

(2) その対策

ア. 学校教育

義務教育期間を通して一貫した指導を徹底し、学校の主体性と創意工夫を生かしたきめ細やかな指導や特色ある授業を展開することで、教育の充実と質の向上を図り、確かな学力の定着を目指します。学校での学びが将来につながり、子どもたちが社会で活躍できるよう、「知・徳・体」のバランスがとれた「生きる力」を育み、福智町の次世代を担う人材を育成します。

また、児童生徒の健全育成のため、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」を設置し、取り組みの推進支援を行うほか、「コミュニティ・スクール」と地域学校協働活動の協働・連携を図り、学校教育課・生涯学習課が一丸となって「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」を推進します。

イ. 生涯学習

誰もが生涯にわたって学び続けられる生涯学習環境を整備するため、各種団体や地域住民との協働により、多様な学習ニーズに応じた学習や体験、交流の機会を提供し、多世代が交流できる場の創出に努めるとともに、老朽化している施設の改修や統合、設備の更新など、ハード・ソフト・人材を一体とした社会教育の充実を目指します。

多世代が集まる図書館・歴史資料館「ふくちのち」を町の知の拠点として位置づけ、図書資料の収集や情報提供、魅力ある企画の充実等を図り、利用促進につなげます。

また、住民の健康や体力づくりへの関心を高め、スポーツを通じた体力向上や健康増進を図るとともに、誰もがスポーツに親しめるよう、多様な参加機会や活動の場の提供に努めます。

(3)計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	小学校等改築事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	集会施設	隣保館改築事業	町	
	体育施設	体育施設等整備事業	町	
	その他	地域交流センター整備事業	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	学校情報機器デジタル化事業	町	
		キャリア教育推進事業	町	
		少人数学級編制事業	町	
		学校給食無償化事業	町	
		小学校解体事業	町	
		中学校解体事業	町	
	高等学校	高校生通学定期券助成事業	町	
	その他	グローバル教育・国際交流事業	町	
		隣保館解体事業	町	
		中央公民館解体事業	町	
		体育施設等運営事業	町	
		体育施設解体事業	町	
		社会教育施設等解体事業	町	
		図書館・歴史資料館運営事業	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、学校教育系施設については「施設の経過年数、老朽化の度合い、児童・生徒数の推移、統廃合の予定等を考慮し、維持補修、長寿命化、増改築、建替えを検討します」「統合前の旧金田小学校および旧金田中学校については、解体を進めます」と定めています。

さらに、町民文化系施設については「地域コミュニティの維持に必要な集会施設については、サービス水準の維持を図るため、利用状況や地域特性、人口動態等を踏まえ、施設の集約化、複合化などにより保有量の最適化を図ります」「隣保館等、県内自治体と比較して保有量が多いと思われる集会施設においては、統廃合を含め、施設の在り方を検討します」と定めています。

そのほか、スポーツ施設については「類似施設の統廃合を推進するとともに、未使用施設の廃止を図ります」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎化や高齢化、空き家の増加や担い手の不足といった地域課題が深刻化する中で、地域の活力を取り戻し、住民が安心して暮らし続けられるまちづくりが求められています。これらの課題を解決するためには、地域コミュニティの果たす役割がますます重要となっています。町民と行政がそれぞれの立場を超えて責任や役割の理解と課題等を共有し、協働による持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

住民主体の地域活動は続けられているものの、集落を支える役員の高齢化や後継者の不足に加え、ライフスタイルの多様化や世代間における交流の希薄化により、地域活動への参加意欲の低下が顕在化しています。集落の機能を維持していくにあたっては、住民同士のつながりを強化し、地域全体で支え合える体制づくりを進めていくことが求められています。

人口流出に歯止めをかけ、地域の活力を維持・回復させるためには、町有地の活用や民間の力を取り入れた宅地整備を促進するとともに、増加する空き家の把握・収集とその利活用を推進し、移住・定住における住環境の基盤として整備をしていく必要があります。

(2) その対策

地域の自立に向けた課題に対応するためには、住民同士が支え合う「地域支え合い体制」の構築とともに、地域内外の人々や団体が連携するネットワークの形成が不可欠です。世代を超えた交流やつながりを深めながら、若者や移住者も参加しやすい地域活動へと転換を図ることで、地域全体の結束力を高め、住民一人ひとりの福祉と暮らしの安心を支える持続可能な体制づくりに取り組みます。

また、町有地の利活用や民間活力を取り入れた宅地整備に加え、空き家バンク制度を有効に活用した空き家の除去やリノベーション等を進めることで、住まいを軸とした住環境の整備を推進し、移住・定住の促進を図ります。

将来的な集落の維持・確保を図るため、地域コミュニティの目的や必要性について広く理解を促すとともに、地域全体で協力し合いながらまちづくり意識を高める取り組みを推進します。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	分譲地整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域支え合い体制づくり事業	町・社会福祉協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、町有地については「活用や処分が可能な土地のうち、行政目的での利用が見込めないものについては、売却や分譲、民間事業者への貸付を積極的に推進します」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

現存する多くの文化財は、歴史の中で自然や風土、社会や生活を反映して伝承されてきたかけがえないものであり、現代の文化を形成する基盤となっています。今に生きる私たちが、その価値を理解し、認識を深め、伝統工芸や郷土の歴史・文化を地域の誇りとして後世へ受け継いでいかなければなりません。

これまで、上野焼を代表とする伝統工芸を生かしたイベントや郷土学習に取り組んできましたが、より一層の体制整備が必要です。

また、時代の変化とともに多様な文化・芸術活動への関心やニーズが高まる中、文化団体を中心に活動や発表の場を提供しているところではありますが、継承者やリーダーの不足が課題となっています。今後は地域全体で担い手の育成や文化活動を支え、文化力の向上を図る仕組みづくりが必要です。

(2) その対策

本町では城山横穴群の国指定史跡をはじめ、町内文化財の保存・活用を進めてきました。今後は、整備事業や上野焼の基礎調査等も含め、さらなる保存・活用に努めながら住民の文化財に対する意識の醸成を図ります。

また、伝統工芸や郷土の歴史・文化を守り、次世代へ継承していくため、人材育成や講座、企画イベントの開催、郷土学習の充実を図るとともに、文化活動や関連行事の継続的な実施、後継者の育成等を推進します。

(3) 計画

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	町内文化財総合整備事業	町	
		上野焼古窯跡整備事業	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	地域文化芸能保存事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業はありません。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

現代のエネルギー利用は依然として化石燃料への依存が高く、大気汚染や地球温暖化、資源枯渇といった環境問題を引き起こしています。エネルギー安全保障の観点からも持続可能なエネルギー供給が求められています。

太陽光発電や風力発電、さらには蓄電技術やスマートグリッド等の再生可能エネルギーの導入は進んでいる一方で、発電の不安定さや導入コスト、地域ごとの適地不足といった課題が残っており、省エネルギーの推進とともに、多様な再生可能エネルギーの効率的な普及とシステムの高度化が課題となっています。

し尿処理施設やごみ処理施設等の広域連携事業では、再生可能エネルギーの導入・推進されているものの、町内では専門的な知識や人材の不足に加え、事業に取り組むうえでの検証や財政面で課題があり、再生可能エネルギーの導入が十分に進んでいない状況です。

(2) その対策

公共施設への再生可能エネルギーの導入を推進し、地域住民や事業者への普及啓発活動を図り、自然環境や地域社会への影響に配慮しながら再生可能エネルギーの活用を促進する必要があります。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の観点からも、環境保全と安定的なエネルギー供給を両立させることが求められており、その実現に向けて再生可能エネルギーの導入と普及を推進します。これにより、地球温暖化対策や資源の有効活用を図るとともに、地域社会の持続可能な発展と暮らしの質の向上につなげます。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

該当事業はありません。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町における人口減少がこのまま加速し続けた場合、住民の減少に伴って税収が落ち込むことで財政基盤の脆弱化をはじめ、行政サービスの維持やインフラ整備が困難になるほか、高齢化の進行と相まって、医療・介護・福祉サービスの需要が増加し、それに対応するための財政負担も増大します。さらに、地域経済の縮小により企業や商店の閉鎖が相次ぎ、雇用機会の減少が若年層の流出や住民所得の低下を招き、自治体の活力が失われます。このように、人口減少は自治体の持続可能な運営と地域の活性化に大きな課題を突きつけています。

また、合併前から続く公共施設の維持管理に関する統廃合問題は、施設の老朽化や利用者の減少により多大な経費負担が必要であり、効率的な運営と財政負担の軽減を図るため避けては通れない極めて重要な課題です。しかしながら、統廃合は地域住民の利便性やコミュニティの維持に大きく影響するため、慎重な検討と住民との十分な対話が求められています。

(2) その対策

過疎化や少子高齢化が進行する中で生じる多様な課題を解決していくためには、その都度効果的な施策を実施するための安定した財源確保が不可欠です。将来にわたり持続可能で強固な財政基盤を確立するためには、財政規律を堅持しつつ、公共施設等の老朽化対策や統廃合など、将来の財政需要を見据えた計画的な収支運営が求められます。

本町では、公共施設の民営化や町有地の有効活用に加え、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を積極的に活用して自主財源の確保に取り組んでいます。デジタル技術の活用による業務効率化、民間活力の導入やイノベーションの創出を通じて行政のスリム化・高度化を推進し、持続可能なまちづくり・地域づくりを行政と地域住民が情報を共有し、一体となって取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		固定資産管理システム更新業務事業	町	
		福智町本庁舎改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「福智町公共施設等総合管理計画」では、施設の管理に関する基本的な方針を「施設の改修・更新・建替え・長寿命化などについては、各施設の現状、事業期間、費用対効果等に対する総合的な判断に基づき、優先順位を検討した上で、実施します」と定めています。

また、行政系施設については「庁舎等は、災害時における重要拠点施設としての役割を担うことから、適切な維持管理を図ります」と定めています。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

■ 事業計画(令和8年度～令和12年度)

過疎地域持続的発展特別事業 (ソフト事業)一覧表

事業計画(令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進助成事業	町	子育て世帯の住宅取得を促進し、移住定住の促進を図る事業
		民間賃貸住宅建設促進事業	町	賃貸による住まいを確保し、移住定住の促進を図る事業
		空き家再生等推進事業	町	空き家等を除去・利活用し、住環境整備や地域活性化を図る事業
		空き家実態調査事業	町	空き家等の対策を講じるために現状の実態を把握する事業
		空き家バンク事業	町	空き家等の利活用に向けて情報収集・情報提供を図る事業
		移住者空き家リフォーム支援事業	町	空き家等の解消と移住定住の促進を図る事業
		空き家販売・賃貸化支援事業	町	空き家等の解消と市場への流通を図る事業
		広報紙全戸配布事業	町	広報紙を全戸配布することにより情報格差の解消を図る事業
		遊休地売却事業	町	遊休地の売却を行い、周辺環境の整備や移住定住の促進を図る事業
	人材育成	地域活性化起業人事業	町	都市部からの企業人等を活用し、課題解決と人材育成を図る事業
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	多面的機能支払事業	町	地域資源の保全活動等を支援し、農業振興を図る事業
		環境保全型農業直接支払事業	町	保全等に効果の高い営農活動を支援し、農業振興を図る事業
		農業振興地域事業	町	農業振興の取組を計画的かつ総合的に推進し、農地の保全や農業の発展を図る事業
		農業関連施設等解体事業	町	農業関連施設等の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
		中山間地域等直接支払制度事業	町	農業生産条件が不利な地域における農業者を支援し、農業振興を図る事業
	商工業・6次産業化	商工会助成事業	町	商工業者の事業活動に係る相談支援を行い、産業振興や地域活性化を図る事業
		創業支援事業	町	商工業者の起業・経営に係る相談支援を行い、産業振興や経済活性化を図る事業
		地場産品創出拡大奨励事業	町	地場産品の開発・販売を促進し、経営基盤の強化を図る事業
	観光	地域ブランド化推進事業	町	特産品の開発や普及を促進し、観光振興や地域活性化を図る事業

		イベント事業	町	産業振興や観光振興を図るためのイベント事業
		観光集客推進事業	町	誘客促進の取り組み、持続的な観光振興や地域活性化を図る事業
		観光プロモーション事業	町	地域の魅力向上・PRを行い、誘客促進や認知拡大を図る事業
		体育施設等イベント事業	町	体育施設の利用向上や地域活性化を図るためのイベント事業
	その他	ライスセンター解体事業	町	ライスセンターの解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	情報化推進事業	町	情報通信技術(ICT)の活用を促進し、デジタル社会の実現を図る事業
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	平成筑豊鉄道経営安定化補助事業	平成筑豊鉄道	平成筑豊鉄道の運営を維持し、公共交通の確保・維持を図る事業
		バス路線対策事業	町	町外を結ぶ公共交通の確保を図る事業
		地域公共交通確保維持事業	町	ふく〜るバス等の運行により生活交通の維持・確保を図る事業
	その他	公共交通関係施設等撤去事業	町・平成筑豊鉄道	公共交通関係施設・設備の撤去等を行い、周辺環境の整備等を図る事業
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	し尿・ごみ処理施設負担金	一部事務組合	衛生的な生活環境を維持・整備するための負担金
		ごみ処理施設解体事業	町	ごみ処理施設の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
		花いっぱい運動推進事業	町	花と緑豊かな美しいまちづくりを推進し、地域の景観向上と活性化を図る事業
	防災・防犯	防犯灯LED化推進事業	町	防犯灯のLED化に取り組み、地域の安全安心の確保を図る事業
		危険ブロック塀等撤去費補助事業	町	倒壊リスクのあるブロック塀等の撤取に取り組み、地域の安全安心の確保を図る事業
		住宅耐震改修補助事業	町	住宅の耐震性と安全対策に取り組み、災害被害の未然防止や安全安心の確保を図る事業
		宅地耐震化推進事業	町	大規模盛土造成地等の安全対策に取り組み、災害被害の未然防止や安全安心の確保を図る事業
	その他	斎場組合負担金	一部事務組合	公営斎場の運営を維持し、葬儀の安定供給を図る事業
		福岡県防災行政無線設備管理負担金	一部事務組合	安全安心な防災環境を維持・整備するための負担金
		田川地区防犯協会連合会負担金	一部事務組合	安全安心な防犯環境を維持・整備するための負担金

		福岡県消防協会負担金	一部事務組合	安全安心な消防・防災環境を維持・整備するための負担金
		田川地区消防組合負担金	一部事務組合	安全安心な消防・防災環境を維持・整備するための負担金
		田川郡消防団支部負担金	一部事務組合	安全安心な消防・防災環境を維持・整備するための負担金
		消防団員公務災害負担金	一部事務組合	消防団員の処遇と福利厚生を確保・改善するための負担金
		消防団員退職報償金掛金負担金	一部事務組合	消防団員の処遇と福利厚生を確保・改善するための負担金
		消防団格納庫解体事業	町	消防団格納庫の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
		町営住宅解体事業	町	町営住宅の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども子育て支援事業	町	保育所の支援や保育の充実強化等により安心できる子育て環境の整備等を図る事業
		子どものための教育保育給付事業	町	子育て世帯の経済負担を軽減し、安心できる子育て環境の整備等を図る事業
		地域子ども子育て支援事業費	町	子育て世帯の就労支援を行い、安心できる子育て環境の整備等を図る事業
		保育対策総合支援事業	町	保育人材の育成や待機児童の解消により安心できる子育て環境の整備等を図る事業
		子育てのための施設等利用給付事業	町	子育て世帯の経済負担を軽減し、安心できる子育て環境の整備等を図る事業
		保育士等キャリアアップ研修代替職員費補助金事業	町	保育人材の育成・処遇改善等により安心できる子育て環境の整備等を図る事業
		放課後児童クラブ利用料減免事業	町	子育て世帯の経済負担を軽減し、安心できる子育て環境の整備等を図る事業
		病児病後児保育事業	町	子育て世帯の就労支援等により安心できる子育て環境の整備等を図る事業
	高齢者・障害者福祉	包括的支援事業	町	高齢者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
		敬老会開催事業	町	高齢者の社会参加を促し、福祉の増進を図る事業
		敬老祝い金支給事業	町	高齢者の長寿と健康を敬い、福祉の増進を図る事業
		老人クラブ活動助成事業	町	高齢者の社会参加を促し、福祉の増進を図る事業

	老人保護措置費支弁事業	町	居宅生活困難者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	生活困窮者就労事業準備支援事業	社会福祉協議会	生活困窮者の就労を支援し、自立促進を図る事業
	低所得者保険料軽減負担金事業	町	低所得者の経済負担を軽減し、介護福祉の増進を図る事業
	福祉労働部関係権限移譲事務事業	町	福祉・労働に関する権限を移譲された事務を推進し、行政の充実強化を図る事業
	介護保険広域連合負担金	町	介護保険制度を維持し、保健医療の向上と福祉の促進を図るための負担金
	介護予防・日常生活支援総合事業	町	高齢者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	高齢者生活福祉センター居宅部門運営事業	町	高齢者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	高齢者等任意事業	町	高齢者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	在宅高齢者相談支援事業	町	高齢者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	移送(外出支援)サービス事業	町	高齢者等の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	紙おむつ給付事業	町	高齢者等の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	緊急通報システム事業	町	高齢者等の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	軽度生活援助事業	町	高齢者等の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	住みよい住宅リフォーム助成事業	町	高齢者等の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	医療的ケア児日常生活支援事業	町	医療的ケア児の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
	郡身体障害者福祉会助成事業	町	障がい者の福祉充実と社会参加等を図るための負担金
	町障害者福祉会助成事業	町	障がい者の福祉充実と社会参加等を図るために行う事業
	郡身体障害者体育大会事業	町	障がい者の健康増進と社会参加を図るために行う事業
	障害児施設措置費負担金事業	町	障がい児の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業

		障害者医療費支給事業	町	障がい者の経済負担を軽減し、健康保持と福祉の増進を図る事業	
		障害者自立支援給付事業	町	障がい者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業	
		障がい者地域生活支援事業	町	障がい者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業	
		障害者自動車運転免許取得費助成事業	町	障がい者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業	
		障害者用自動車改造費助成事業	町	障がい者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業	
		軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	町	障がい者の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業	
		健康づくり	国保保健指導事業	町	被保険者の健康増進や疾病予防を行い、福祉の増進を図る事業
			健康増進事業	町	健康の保持・増進に取り組み、福祉の増進を図る事業
			高齢者の保健事業と介護予防等の一体化事業	町	高齢者等の生活支援を行い、安心して暮らせる環境整備を図る事業
			母子保健事業	町	母子に係る健康の保持・増進に取り組み、福祉の増進を図る事業
		その他	結婚新生活支援事業	町	新婚世帯の経済的負担を軽減し、安心して暮らせる環境整備を図る事業
			ふれあい交流事業	町	高齢者の社会参加を促し、福祉の増進を図る事業
			児童遊園の遊具撤去事業	町	遊具の撤去を行い、周辺環境の整備等を図る事業
			社会福祉協議会助成事業	町	社会福祉協議会の運営を維持し、地域福祉の推進を図る事業
			社会福祉施設等解体事業	町	社会福祉施設等の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業				
	その他	国保健康診査事業	町	被保険者の特定健康診査と特定保健指導を行い、福祉の増進を図る事業	
		予防接種事業	町	感染症の発生や蔓延を予防し、公衆衛生の向上・増進を図る事業	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業				
	義務教育	学校情報機器デジタル化事業	町	学校教育の充実・質向上に取り組み、安心して学べる環境の整備等を図る事業	

		キャリア教育推進事業	町	学校教育の充実・質向上に取り組み、安心して学べる環境の整備等を図る事業
		少人数学級編制事業	町	学校教育の充実・質向上に取り組み、安心して学べる環境の整備等を図る事業
		学校給食無償化事業	町	学校教育の充実・質向上に取り組み、安心して学べる環境の整備等を図る事業
		小学校解体事業	町	学校の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
		中学校解体事業	町	学校の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
	高等学校	高校生通学定期券助成事業	町	子育て世帯の経済負担を軽減し、安心できる子育て環境の整備等を図る事業
	その他	グローバル教育・国際交流事業	町	多様な個性と能力を尊重し、社会で活躍できる人材育成を図る事業
		隣保館解体事業	町	隣保館の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
		中央公民館解体事業	町	公民館の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
		体育施設等運営事業	町	体育施設等の運営を維持し、健康・体力の増進や地域の活性化を図る事業
		体育施設解体事業	町	体育施設の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
		社会教育施設等解体事業	町	社会教育施設等の解体を行い、周辺環境の整備等を図る事業
		図書館・歴史資料館運営事業	町	図書館・歴史資料館の運営を維持し、教育・文化の進行や地域の活性化を図る事業
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域支え合い体制づくり事業	町・ 社会福祉協議会	地域の多様な主体が参画し、地域共生社会の実現を図る事業
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	地域文化芸能保存事業	町	地域固有の伝統芸能や文化財等の保存・継承に取り組み、魅力の創出や地域の活性化を図る事業